

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	和歌山県串本町 子ども医療費助成に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県串本町長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	本事務は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的として、串本町子ども医療費の支給に関する条例(平成28年3月14日条例第11号)及び串本町子ども医療費の支給に関する条例施行規則(平成28年3月18日規則第9号)に基づき、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であり、かつ、町内に住所を有する子どもの保護者を対象に、子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を支給するものである。 1. 子ども医療費受給資格認定事務 2. 子ども医療費受給資格更新事務 3. 子ども医療費受給資格等変更事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 子ども医療システム 2. 統合宛名システム 3. 統合宛名システム(標準準拠システム) 4. 中間サーバー 5. Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費の支給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項、第19条第6号 ・串本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 第4条第2項 別表第2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	和歌山県串本町住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町(住民課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0561
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町(住民課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0561
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー及び本人情報が記載された書類や電子媒体は施錠できる書棚に保管している。不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー及び本人情報が記載された書類や電子媒体は施錠できる書棚に保管している。不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象者人数		平成28年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民課長 西山 清志	住民課長	事後	新様式による課長名の削除
令和1年6月26日	Ⅳリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和7年2月28日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第15号	・番号法第19条第9号	事後	号誤り
令和7年2月28日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	記載誤り
令和7年2月28日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年2月28日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年11月28日	Ⅰ－1－③システムの名称	1. 子ども医療システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	1. 子ども医療システム 2. 統合宛名システム 3. 統合宛名システム(標準準拠システム) 4. 中間サーバー	事前	
令和7年11月28日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	
令和7年11月28日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月9日	I－1－②事務の概要	本事務は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的として、串本町子ども医療費の支給に関する条例（平成28年3月14日条例第11号）及び串本町子ども医療費の支給に関する条例施行規則（平成28年3月18日規則第9号）に基づき、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であり、かつ、町内に住所を有する子どもの保護者を対象に、子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を支給するものである。 1. 子ども医療費受給資格認定事務 2. 子ども医療費受給資格更新事務 3. 子ども医療費受給資格等変更事務	本事務は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的として、串本町子ども医療費の支給に関する条例（平成28年3月14日条例第11号）及び串本町子ども医療費の支給に関する条例施行規則（平成28年3月18日規則第9号）に基づき、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であり、かつ、町内に住所を有する子どもの保護者を対象に、子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を支給するものである。 1. 子ども医療費受給資格認定事務 2. 子ども医療費受給資格更新事務 3. 子ども医療費受給資格等変更事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年6月9日	I－1－③システムの名称	1. 子ども医療システム 2. 統合宛名システム 3. 統合宛名システム（標準準拠システム） 4. 中間サーバー	1. 子ども医療システム 2. 統合宛名システム 3. 統合宛名システム（標準準拠システム） 4. 中間サーバー 5. Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和8年6月9日	I－3－法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・串本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 第4条第2項 別表第2	・番号法第9条第2項、第19条第6号 ・串本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1 第4条第2項 別表第2	事前	
令和8年6月9日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	令和8年6月1日 時点	事前	
令和8年6月9日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	令和8年6月1日 時点	事前	